

令和7年度法務省委託人権啓発動画「なくそう！インターネット上の人権侵害」を使用した広報の詳細

1 広報内容

広報は、以下（1）及び（2）で挙げる方法で実施する。

（1）SNS広告

ア SNS上の広報は、次の（ア）及び（イ）で挙げる広報媒体を使用した動画広報を行う。

再生回数はより多いことが望ましいが、少なくとも以下の回数を満たすものとする。

（ア）X 200,000回以上

（イ）Instagram 100,000回以上

イ 配信する15秒動画は受注者に対して当センターから提供する。

ウ Xにおいては、当センターのアカウント（@Jinken_Center）を使用し、広報展開を行うこととする。また、Instagramにおいては、当センターのアカウント（jinken_center）を使用し、広報展開を行うこととする。

（2）YouTube（インストリーム広告）

ア 「YouTube TrueView」による動画広報とする。

イ 動画視聴完了数はより多いことが望ましいが、少なくとも500,000回以上の回数を満たすものとする。

2 映像

配信する動画は、当センターが指定するものを使用すること。

3 広報時期

令和7年11月27日（木）～12月10日（水）

※ 12月4日（木）から10日（水）の人権週間を中心に展開すること。